

伊勢市バリアフリーマスタープランについて

1. バリアフリーマスタープランの策定

本市においては、伊勢市交通バリアフリー基本構想を平成29年2月に策定し、「五十鈴川駅周辺地区」を重点整備地区として位置づけ、各施設管理者のバリアフリー化事業を推進しているところである。

平成30年5月、国は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として共生社会等の実現を図るため、バリアフリー法の一部を改正し、生活関連施設及び生活関連経路の移動等の円滑化に係る方針（マスタープラン）の制度を創設し、マスタープラン作成を国の予算により支援することとなった。

これを受け伊勢市では、市内の他の地域においても計画的にバリアフリー化を推進することにより、高齢者や障がい者等が容易に移動でき、誰もが安全・安心に過ごせるまちを実現するため、令和2年度末までに「伊勢市バリアフリーマスタープラン」を策定する。

2. これまでの経緯

伊勢市交通バリアフリー基本構想の策定（別紙「概要版」参照）

バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づき、伊勢市における効率的、効果的なバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者等の移動や施設の利用における利便性や安全性、快適性を向上させることにより、高齢者や障がい者等の社会参加や国内外からの来訪者との交流促進を目的に、平成29年2月、「伊勢市交通バリアフリー基本構想」を策定した。策定にあたっては、国、県、市、施設管理者、学識経験者、各種団体、地域住民などによる伊勢市交通バリアフリー基本構想策定協議会を設置し、現地調査を含め基本構想に関する協議を行った。

基本構想では、五十鈴川駅周辺を重点整備地区として設定し、鉄道施設、道路、商業施設、横断歩道等のバリアフリー化事業を、短期（令和2年度まで）もしくは長期（令和3年度以降）で位置づけた。

基本構想策定以降、短期として位置づけた事業について、五十鈴川駅においては国、県、市から補助を受け、エレベーターの設置やトイレの整備等を実施しており、道路や横断歩道など、それ以外の事業についても各事業者が取り組んでいる。

3. 制度の概要 (P3 参照)

バリアフリーマスタープランとは、生活関連施設^(※1)が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区を移動等円滑化促進地区として定め、生活関連施設及び生活関連経路^(※2)の移動等円滑化に係る方針を示すものである。移動等円滑化促進地区において具体的なバリアフリー化整備事業を行う際には、基本構想を策定し、重点整備地区を位置づける。

※1：鉄道駅などの旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など、相当数の高齢者、障がい者等が利用する施設。

※2：生活関連施設相互の経路。(それらの間の移動は通常徒歩で行われること。)

【バリアフリーマスタープランにおいて定める主な事項】

- ① 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針
 - ・マスタープランの位置づけ
 - ・マスタープランの期間
 - ・マスタープランを作成する背景・理由
 - ・地区の特性
 - ・地区特性を踏まえた移動等円滑化の基本的な考え方
- ② 移動等円滑化促進地区の位置及び区域
- ③ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項
- ④ 行為の届出等に関する事項
- ⑤ 市町村が行う移動等円滑化に関する情報収集、整理、提供に関する事項
- ⑥ その他移動等円滑化促進地区の移動等円滑化促進のため必要な事項

4. 策定の進め方

(1) 策定方法

「伊勢市交通バリアフリー基本構想」と同様に、国、県、市、施設管理者、学識経験者、各種団体代表などによる協議会を設置し、まち歩きによる現地調査や市民アンケートなどにより整理した課題に対して、協議会による協議の上でバリアフリー化の方針等を定めていく。

(2) 策定のための組織体制

- ・策定協議会の設置 (P4 参照)
- ・庁内検討会の設置 (P6 参照)

(3) スケジュール (案) (P7 参照)

バリアフリーマスタープランの作成

バリアフリーマスタープラン

【着手段階】

庁内体制の構築



(福祉関連部局、都市計画関連部局、建設土木関連部局等の連携)

協議会の設置



(市町村の担当者、高齢者・障がい者等、施設設置管理者、学識経験者等による協議会)



【作成段階】

現状調査



(まちあるき点検、アンケート調査、ヒアリング等の実施)

バリアフリーマスタープランの作成 (移動等円滑化促進方針)

- 市の現状の課題等を踏まえた**バリアフリー化**の方針の設定
- バリアフリー化の促進が必要な地区**(移動等円滑化促進地区)の設定
- 高齢者・障がい者等が日常生活等で利用する**施設及び**当該施設の相互間の**経路の指定**並びにこれらにおけるバリアフリー化の方針の設定
- 届出制度の対象となる区域**の設定
- バリアフリーマップ作成に係る情報提供内容**の設定 等



具体事業の調整ができる場合

バリアフリー基本構想

基本構想の作成

- バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが必要な地区(重点整備地区)の設定
- 特定事業等の事業の設定 等

バリアフリーマスタープラン策定協議会(令和2年度末まで)

基本構想策定協議会(令和3年度以降)

伊勢市バリアフリーマスタープラン策定協議会委員名簿

敬称略

区分	氏名	所属・役職	備考
学識経験者	笠原 正嗣	皇學館大学現代日本社会学部教授	
施設設置管理者	池田 泰幸	国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所総括保全対策官	
	高山 勲	三重県伊勢建設事務所保全室保全課長	
	梶田 直樹	東海旅客鉄道株式会社 東海鉄道事業本部 管理部総務課（企画）課長代理	
	高松 靖司	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部名古屋統括部施設部工務課長	
	三村 和也	三重交通株式会社 伊勢営業所長	
三重県公安委員会	三尾 啓輔	三重県公安委員会 （代理：三重県伊勢警察署交通第一課長）	
高齢者・障がい者団体代表	中森 忠司	社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会 総務事業推進課長	
	廣 政男	伊勢市障害者団体連合会 会長	
	勢力 潤	伊勢市視覚障害者福祉会 副会長	
	前島 賢	伊勢市老人クラブ連合会 会長	
市民代表	山本 誠	総連合自治会 会長	
	河之口 学	弁護士	
商工・観光関係団体代表	野口 あゆみ	NPO法人 伊勢志摩バリアフリースーツアーセンター事務局長	
	西村 純一	公益社団法人 伊勢市観光協会専務理事	
	森 修	伊勢商工会議所 交通円滑化推進委員会委員長	
	村井 正明	伊勢商工会議所 商業部会 副部会長	
国土交通省	小野田 勝巖	国土交通省中部運輸局 交通政策部消費者行政・情報課長	
三重県	上田 雅章	三重県子ども・福祉部地域福祉課主幹	
伊勢市	鳥堂 昌洋	伊勢市健康福祉部長	
	須崎 充博	伊勢市産業観光部長	
	森田 一成	伊勢市都市整備部長	
	植村 法文	伊勢市教育委員会学校教育部長	

伊勢市バリアフリーマスタープラン策定協議会要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針の作成に関する協議を行うため、法第24条の4第1項に基づき伊勢市バリアフリーマスタープラン策定協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 伊勢市
- (2) 法第2条第3号に規定する施設設置管理者
- (3) 三重県公安委員会
- (4) 高齢者又は障害者の関係団体
- (5) 商工又は観光の関係団体
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(庶務)

第3条 協議会の庶務は、伊勢市都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

伊勢市バリアフリーマスタープラン庁内検討会委員 名簿

部 名	課 名	役 職	役 職
健康福祉部	障がい福祉課	課長	濱口 基久
〃	高齢者支援課	課長	小林 記子
産業観光部	観光振興課	課長	富岡 由紀
〃	商工労政課	課長	東世古 幸久
都市整備部	都市計画課	課長	荒木 一彦
〃	交通政策課	課長	小林 和生
〃	基盤整備課	課長	倉野 隆宏
〃	維持課	課長	上田 淳一
教育委員会事務局	学校教育課	課長	西岡 幸一

事務局：都市計画課

伊勢市バリアフリーマスタープラン策定スケジュール（案）

令和元年度
(2019年度)

令和2年度
(2020年度)

令和3年度以降
(2021年度以降)

マスタープラン策定

基本構想策定へ

